

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第82号	登録年月日	令和元年 6 月 14 日
申請番号	第153号	申請年月日	平成29年12月13日
特定農林水産物等の区分	第一類 農産物類 野菜類 (すいか)		
特定農林水産物等の名称	善通寺産四角スイカ (ゼンツウジサンシカクスイカ)、 Zentsujisan Shikakusuika		
特定農林水産物等の生産地	香川県善通寺市		
特定農林水産物等の特性	「善通寺産四角スイカ」は、一般的な丸いスイカとは異なり、サイコロ状の四角い形をした善通寺市で生産されたスイカの果実である。スイカの外皮は、縞がほぼ垂直で、整った縦縞模様であることから、美しい外観を有している。 そのユニークな四角い形や美しい外観が市場において評価され、高価格で取引されている。 また、「善通寺産四角スイカ」は、スイカ栽培に適した温暖寡雨な気候条件のもとで毎年安定的に生産されており、善通寺市のふるさと納税の返礼品にも採用されるなど、善通寺市を代表する特産品となっている。		
特定農林水産物等の生産の方法	(1) 品種 栽培品種は、形・外観の特徴などを勘案して、「縞王」を使用する。ただし、「縞王」と同等の性質を満たしている別の品種も用いることができる。 (2) 栽培方法 四角い形のスイカに成型するために、生育良好な果実を選抜し、実が小さいうちに立方体のウリ科類成型栽培容器に入れて栽培を行う。 立方体の栽培容器に入れた後は、四角い形になるまで栽培容器内で栽培し、果皮にキズ等が生じないよう適切なタイミングで収穫を行う。 (3) 出荷規格 「善通寺産四角スイカ出荷規格表」(資料 No. 1)に基づき選別を行い、秀L、優Lの規格を満たすスイカのみを「善通寺産四角スイカ」の名称で出荷する。 (4) 最終製品としての形態 「善通寺産四角スイカ」の最終製品としての形態は、青果(スイカ)である。		
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由	「善通寺産四角スイカ」は、香川県農業協同組合が中心となり、スイカ作りが盛んな善通寺市において、付加価値の高いスイカの生産を目的として開発が始まった。 香川県農業協同組合は、美しい四角い形のスイカの生産が可能となるよう、成型栽培容器の材質や大きさ等について長年にわたり研究し、試行錯誤を続けてきたものであり、平成16年には成型栽培容器について特許を取得し(特許番号:特		

	許第 3583386 号、特許権者：香川県農業協同組合）、成型栽培方法を確立した。また、美しい外観の四角スイカを生産するためには、成型栽培容器で栽培するスイカの選抜が重要となるが、選抜技術についても香川県農業協同組合が中心となり地域で伝承する体制を整えている。 加えて、善通寺市の気候は温暖寡雨であり、スイカ栽培に適した気候条件となっていることから、毎年安定的に「善通寺産四角スイカ」を生産することが可能となっている。
特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績	「善通寺産四角スイカ」は、昭和 40 年代にスイカの需要が減少していく中、香川県農業協同組合が中心となって成型方法・栽培技術を研究し、昭和 50 年頃に最初の四角スイカが誕生した。 ユニークな四角い形や美しい外観が市場から評価され、順調に販売できたことから、その後も毎年継続して生産が続けられており、現在は 9 名の生産者が「善通寺産四角スイカ」の生産を行っている（平成30年度の生産量は約500個）。
規則第 5 条第 2 項各号に掲げる事項	法第 13 条第 1 項第 4 号ロの該当の有無：無
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名	香川県農業協同組合 香川県高松市寿町一丁目 3 番 6 号 代表理事理事長 北岡 泰志
備考 1. [登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名] 変更年月日：令和 2 年 6 月 18 日 （変更前）登録生産者団体の名称：香川県農業協同組合 登録生産者団体の住所：香川県高松市西の丸町 14 番 7 号 代表者の氏名：代表理事理事長 遠城 昌宏 （変更後）登録生産者団体の名称：香川県農業協同組合 登録生産者団体の住所：香川県高松市寿町 1 丁目 3 番 6 号 代表者の氏名：代表理事理事長 木内 秀一 2. [登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名] 変更年月日：令和 4 年 9 月 16 日 （変更前）代表者の氏名：代表理事理事長 木内 秀一 （変更後）代表者の氏名：代表理事理事長 村川 進 3. [登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名] 変更年月日：令和 7 年 6 月 28 日 （変更前）代表者の氏名：代表理事理事長 村川 進 （変更後）代表者の氏名：代表理事理事長 北岡 泰志	